

定 款

| | | | |
|-----|-----------|------------|---|
| 第1章 | 総 則 | (1～5条) | 1 |
| 第2章 | 会 員 | (6～12条) | 1 |
| 第3章 | 役 員 | (13～20条) | 2 |
| 第4章 | 総 会 | (21～28条) | 3 |
| 第5章 | 理 事 会 | (29～34条) | 4 |
| 第6章 | 財産及び会計 | (35～37条) | 5 |
| 第7章 | 定款の変更及び解散 | (38～40条) | 5 |
| 第8章 | 公告の方法 | (第41条) | 6 |
| 第9条 | 事務局その他 | (第42条～45条) | 6 |
| 附 則 | | | 6 |

一般社団法人 福岡県高圧ガス保安協会

一般社団法人福岡県高圧ガス保安協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福岡県高圧ガス保安協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、福岡県内における高圧ガスの取扱いに関し、自主的な保安活動を促進するため関係行政機関と緊密な連携を保ち、災害の未然防止に必要な対策を講ずることによって、高圧ガス関係事業者の安全と健全な発達を図り、もって県民生活の向上と公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスによる災害の防止対策の啓発指導
- (2) 高圧ガス関連法令に係る行政施策の実施に関する協力
- (3) 関係行政機関の諮問に対する答申及び建議
- (4) 高圧ガスによる災害事故の調査及び防止に関する研究
- (5) 災害防止に関する情報収集と広報活動
- (6) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び指導
- (7) 高圧ガス保安に関する講習会等の開催と事業所の保安点検指導
- (8) 福岡県、高圧ガス保安協会等が実施する事業の受託
- (9) 福岡県、福岡市、北九州市との連携協力
- (10) 本協会と目的を同じくする団体との連携協力
- (11) 高圧ガス保安関係表彰候補者の推薦及び本協会会長表彰
- (12) その他本協会の目的達成に必要な事業

(支部)

第 5 条 本協会は、事業実施の円滑を図るため、理事会（第29条の理事会をいう。以下同じ）の決議を経て、支部を置くことができる。

第 2 章 会 員

(会員)

第 6 条 本協会の会員は、次のとおりの区分とする。

- (1) 正会員
高圧ガス保安について、本協会の目的に賛同する個人、法人又は団体
- (2) 特別会員
学識経験を有する者又は本協会に特別の功労があった者の中から、理事会が推薦した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会手続)

第 7 条 本協会に入会しようとする者は、入会申込書を会長（第13条第2項に規定する会長をいう。以下同じ）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 8 条 正会員は、総会（第21条の総会をいう。以下同じ）において定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
 - (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - (3) この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が2年以上継続してなされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員設置)

第13条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第13条に定める定数に足りなくなるときは、理事又は監事は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事等の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。なお、副会長が複数名いるときは、理事会においてあらかじめ決めている順位で代行するものとする。

- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第17条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

- 第18条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第19条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

- 第20条** 本協会に3名以内の相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長及び副会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
 - 3 相談役の選任及び解任は、理事会の決議を得て、会長が行う。
 - 4 相談役の報酬は、無償とする。

第4章 総会

(構成)

- 第21条** 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(決議事項)

- 第22条** 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 事業の全部の譲渡
 - (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第23条** 総会は定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第24条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、総会の日の1週間（書面による議決を予定しているときは2週間）前までに、書面によりその通知を発しなければならない。
 - 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長のうちから総会において選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 総会に出席出来ない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものと同みなす。
- 5 理事会において、総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) その他、法令又はこの定款に定められた事項

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事にその通知を発しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

(決議)

- 第33条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
 - 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第16条第5項の報告には適用しない。

(議事録)

- 第34条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 財産及び会計

(事業年度)

- 第35条** 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条** 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条** 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の規定により承認された書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第38条** この定款は、総会の決議により、変更することができる。

(解散)

- 第39条** 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第40条** 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 8 章 公告の方法

(公告)

第 4 1 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する。

第 9 章 事務局その他

(事務局)

第 4 2 条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名及びその他の職員若干名を置き、事務局長は理事会の決議を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の承認を得て会長が定める。

(嘱託)

第 4 3 条 本協会は保安対策事業の遂行その他必要に応じ、嘱託若干名を置くことができる。

2 嘱託は会長が委嘱する。

(委員会及び部会)

第 4 4 条 本協会の会務の運営を円滑に行うため、専門の委員会及び部会をおくことができる。

2 委員会及び部会は、理事会の決議により設置する。

3 委員会及び部会の運用についての必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(その他)

第 4 5 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は久継康生、副会長は古賀道義及び井上賢司とする。

4 この法人の最初の専務理事は實政道和とする。

5 一部改定 平成30年5月30日（事業） 第 4 条(9) 追加。